

## 凍霜害緊急対策事業(果樹産地防霜施設整備対策)補助金交付要綱

令和3年6月4日制定  
令和3年10月8日改正  
令和5年7月13日改正

### (趣 旨)

第1条 県は、果樹産地の防霜対策と産地振興を図るため、農業協同組合又は農業団体（以下「補助事業者等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、補助事業者等が別表1に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該補助事業者等に対して交付する。

2 補助金の額は同表に掲げる補助率の範囲内で知事が定める額とする。

### (申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、凍霜害緊急対策事業(果樹産地防霜施設整備対策)補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限及び提出部数は知事が別に定める。

### (消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助事業者等は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者等は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

### (補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表1の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

2 補助事業者等は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

### (変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、凍霜害緊急対策事業(果樹産地防霜施設整備対策)変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、凍霜害緊急対策事業(果樹産地防霜施設整備対策)補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況の報告)

第9条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、凍霜害緊急対策事業(果樹産地防霜施設整備対策)実施状況報告書(第4号様式)により、補助金交付決定のあった年度の11月30日現在において、当該年度の12月20日まで報告するものとする。

2 補助事業者等は、当該事業が完了したときは速やかに事業完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、凍霜害緊急対策事業(果樹産地防霜施設整備対策)実績報告書(第1号様式)により、当該事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して60日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日)のいずれか早い日までに行うものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式1)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

第12条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者等は、事業が完了した場合は、凍霜害緊急対策事業(果樹産地防霜施設整備対策)補助金交付請求書(第6号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の全額が概算払された場合はこの限りでない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分制限を受ける期間
1 不動産及びその従物	農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）別表に定められている財産の処分制限期間
2 その取得価格が10万円以上	

(会計帳簿の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない（別に定めるものを除く）。

2 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第7号様式）を前条に規定する期間について備えておかなければならない。

(書類の経由)

第15条 補助事業者等が規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の農林事務所長を経由して提出しなければならない（県全域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く）。

(権限の委任)

第16条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限であって本事業に係るものは、農林事務所長に委任する。

附 則

この要綱は、令和3年6月4日から施行し、令和3年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日より施行し、令和3年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日より施行し、令和5年度分の補助金から適用する。